

## 令和6年度介護助手導入支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が高知県から委託を受けて、介護現場における身体介護等の専門的な業務以外の周辺業務に従事する者（以下「介護助手」という。）の導入を支援する助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成金交付対象者は、高知県内で介護サービスの提供を行う高齢分野の入所事業所及び通所事業所（以下「事業所」という。）とする。

(事業区分及び助成対象事業等)

第3条 事業区分及び助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、予算の範囲内において助成する。

(1) 導入準備助成事業

介護助手の導入につながる次の準備に係る事業

ア 介護助手導入及び業務の切り出し等を進めるための職場内研修の実施及びマニュアルの作成等

イ 介護助手を募集するための広報の実施及び事前説明会の開催等

(2) OJT研修助成事業

新たに介護助手を有期雇用し、介護助手として業務を行うために必要なOJT研修を3か月間実施する事業（特段の事情がある場合は、2か月間または1か月間の実施の場合も助成の対象とする。）

2 前項第2号の事業は、次の各号に掲げる雇用等条件をいずれも満たすものとする。

(1) 1事業所当たりの雇用人数は、原則として4名までとすること。

(2) 今回新たに雇用された者であること（介護助手導入事業所が属する法人が運営する介護サービス事業所又は施設において、介護助手導入支援事業実施のために有期雇用の解除や配置転換等をされた者でないこと）。

(3) OJT研修期間中において、介護助手を法令上必要な人員配置基準に算入していないこと。

(4) 雇用期間は3か月とする（特段の事情がある場合は、2か月間または1か月間の実施の場合も助成の対象とする）。なお、当該雇用期間を経過した後は、当該事業所において可能な限り雇用を継続するよう努めること。

(5) 介護助手の時給は900円とすること。（最低賃金の改定により高知県最低賃金が900円を超えた場合は、効力発生日から改正後の高知県最低賃金の額とすること。）

(6) 介護助手が従事する業務は、専ら介護周辺業務（部屋の掃除、食事の片付け、ベッドメイク、シーツ交換、利用者の話し相手等）とし、食事介助や入浴介助などの専門的な知識を必要とする業務には、原則として従事させないこと。

(7) 助成事業者は、介護助手と直接雇用契約を結び、労働関係各法に基づき適正な雇用管理を行うこと。

3 助成対象経費及び助成額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記第1

号様式) 及び関係書類を県社協会長 (以下「会長」という。) に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前項の規定による助成金の交付申請が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知する。

(助成の条件)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 助成金は、その交付目的に反して支出してはならない。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成の目的に反して使用、譲渡、交換及び貸し付けてはならない。

(助成事業の変更等)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業の内容を変更 (軽微な変更を除く。) 及び事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に助成事業変更申請書 (別記第2号様式) を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、助成の対象となった事業が完了した後、1月以内又は実施年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに実績報告書 (別記第3号様式) により事業の実績を証する書類及び収支決算書を添えて事業の実績を報告しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第9条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付決定額の範囲内で交付額を確定し、文書で通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 会長は、前条の規定により交付額を確定した後に、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付の決定通知を受け取った日以降に請求書 (別記第4号様式) を会長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させるものとする。

(1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 第6条に定める助成条件に違反したとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年5月21日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

	導入準備助成事業	O J T 研修助成事業
助成対象経費	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、 通信運搬費、手数料、賃借料	研修手当
助成額	10万円以内  (1事業所につき1回に限る)	介護助手1名当たり3か月間実施で8万円以内（2か月間実施の場合は5万4千円以内、1か月間実施の場合は2万7千円以内）